

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正内容（令和4年12月1日施行）

騒音規制法施行令別表第1第2号

改正前	改正後
空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	空気圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。</u> ）及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

※本改正で環境大臣による指定は行いません。

振動規制法施行令別表第1第2号

改正前	改正後
圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。</u> ）

規制対象外となる圧縮機の仕様については「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」及び「低振動型圧縮機の指定に関する規程」で定められています（令和4年12月1日施行）。

一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機

圧縮方式	スクリー式
圧縮機の内容	工場及び事業場における通常の稼働において、当該機器から5m離れた地点における振動が60dBを超えないものとみなされる低振動型圧縮機
型式の指定	メーカーが申請を行ったものに対して環境大臣が個別に指定

※現時点で、環境大臣によって指定された型式はありません。